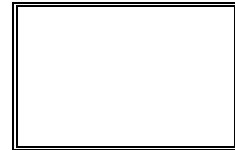


検討対象事務評価シート

資料 2 - 2



法令に基づく事務

1 都市計画決定に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 都市計画決定に関する事務											
(1)大規模な特定街区に関する都市計画決定	特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。	区								本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。1ha以下のものは区が処理しており、1haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。	区
		都									
(2)水道等に関する都市計画決定	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う。	区								本来基礎自治体の事務であり、施設の種類の種類で決定権者を区分けする必然性は無い。該当施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。	区
		都									
(3)大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。	区								本来基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。3ha以下のものは区が処理しており、3haを超えるものについても、地域の実情に応じて計画決定できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。地元周辺地域への影響を考慮しつつ、住民の合意を得ながら総合的に計画決定を行うことが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。	区
		都									

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		大規模な特定街区に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>本来、基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。1ha以下のものは区が処理しており、1haを超えるものについても、地域的な偏在や量的差異はあるが、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>一定の地域内で処理する事務であり、既に1ha以下のものは区で処理しているので、1haを超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。</p> <p>地域的な偏在や量的差異はあるが、現在も区が調整・協議の場に係わっており、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法令改正が必要であると考えられる。</p> <p>特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。</p> <p>より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。</p> <p>専門技術に対応する人材の確保・育成策等について、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。			
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			

総合評価		
都	区	保

事業名	大規模な特定街区に関する都市計画決定
担当局	都市整備局

事 業 内 容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う(都市計画法第15条)。 <p>(特定街区制度について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区制度とは、都市計画上の地域地区の一つであって、都市機能の更新や優れた都市空間の形成・保全を目的とした相当規模のプロジェクトを、一般の建築規則にとらわれず、都市計画の観点から望ましいものへと誘導していくために設けられた制度である。特定街区内の建築物については、容積率、建ぺい率、高さ制限などの一般の形態制限を適用せず、その街区に適した建築物の形態等についての制限を個別に都市計画決定することにより、良好な都市空間の整備を図っていくものである。 <p>・有効な空地の確保、地域の整備改善に寄与する程度、都心居住を推進するための住宅の確保、及び街区の整備と併せて歴史的建築物等の保全・修復を行なう場合等に応じて、容積率の割増が受けられる。また、隣接する複数の街区を一体的に計画する場合には、街区間で容積移転することもできる。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>原則として、都市基盤の整った街区が対象</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>●有効な空地の確保、壁面の位置の制限等と併せ、容積率、斜線制限、絶対高さ制限等を緩和</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>容積率の緩和</p> <p>有効空地の確保</p> </div> <p>(都の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定街区に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、都市計画法第87条の4及び同法施行令第46条の規定により、1haを超えるものについては、都が定める。 ・平成18年3月31日現在、特別区の存する区域内において58地区、約126.4haの特定街区が都市計画決定されており、うち1haを超えるものが33地区、約109.8haである。 <p>1ha超の特定街区の例</p> <p>千代田区・ホテルニューオータニ(7.4ha)、豊島区・サンシャインシティ(5.5ha)、新宿区・東京都庁舎(4.3ha)、中央区・聖路加国際病院(3.9ha)、品川区・品川御殿山ヒルズ(3.3ha)</p> <p>平成12年4月1日より面積1ha以下の特定街区については、都市計画決定が特別区に移管された。改正理由は、次のように説明されている。(都市計画法令研究会編著『地方分権後の改正都市計画法のポイント』)</p> <p>現行制度上、特定街区については、公共施設に対する影響が区の区域を超えて広域的に及ぶものであり、都が一体的に処理する必要があるとして、都が決定することとされている。しかし、1ha以下のものであれば、これまでの実態からみて、その影響が、区の区域を超えて広域的に及ぶことはない範囲にとどまる蓋然性が高く、区が決定してよいと考えられる。</p>

検討対象事務評価個票

{ 区 }



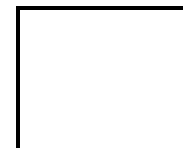
大区分 1 中区分 1 小区分 (2)

事業名		水道等に関する都市計画決定		<p>< 考え方 > 本来、基礎自治体の事務であり、施設の種類の決定権者を区分けする必然性は無い。 該当施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、各区の区域を越えて配置されている等の広域性は有するものの、各区で体制を整え、必要に応じ、23区間の連携を図ることで対応が可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。 事業自体は広域性を有するとしても、それぞれの地域における実情や課題に応じて判断する必要があり、施設の種類によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。 広域的視点からの判断等も必要であるが、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。 本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。 特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。 区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。 より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。</p>
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由 本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				都 区 保

事業名	水道等に関する都市計画決定
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <p>・水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う(都市計画法第15条)。</p> <p>(主な事務内容:平成18年3月31日現在)</p> <p>(1) 水道(東京都水道局)</p> <p>・区部においては、昭和11年に17,554haの計画決定がされて以来、着実な整備が行われた結果、昭和63年には給水普及率100%を達成した。</p> <p>(2) 下水道(東京都下水道局)</p> <p>・区部においては、全体で56,375ha(下水管渠217,850m、ポンプ場87箇所、処理施設18箇所)が計画決定されて以来、着実な整備が行われた結果、平成6年度末で下水の普及率100%を達成した。</p> <p>(3) 市場(東京都中央卸売市場)</p> <p>・現在の中央卸売市場は、区部には、大正13年に1本場2市場が都市計画決定されたのに始まり、10市場、1分場が都市計画施設として開場されている。なお、淀橋市場松原分場は、平成19年度末で廃止し、世田谷市場に統合の予定である。</p> <p>(4) と畜場(東京都中央卸売市場)</p> <p>・芝浦と畜場は、昭和5年に都市計画決定され、現在は、中央卸売市場の食肉市場と一体で運営されている。</p> <p>(都の特例)</p> <p>・水道等に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、都市計画法第87条の4及び同法施行令第46条の規定により、都が定める。この特例の趣旨は、次のように説明されている(都市計画法令研究会編著「地方分権後の改正都市計画法のポイント」)。</p> <p>(1) 23区は、全体として一つの都市計画区域を形成しているように、一体的な都市としての性格を有するものであること。</p> <p>(2) 水道、電気供給施設及びガス供給施設に関する都市計画は、土地利用の現況(住宅・業務施設等がどこでどのような規模で存在するか)等を勘案して定めることが必要であること。また、特別区の存する区域においては、水道事業の経営主体及び公共下水道の管理者は、都とされていること。</p> <p>(3) 市場・と畜場は、23区を一体の供給対象として、都市内における機能配置を勘案して決定すべきものであること。</p>

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 1 小区分 (3)

事業名		大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定		<p>< 考え方 ></p> <p>本来、基礎自治体の事務であり、面積規模で決定権者を区分けする必然性は無い。3ha以下のものは区が処理しており、3haを超えるものについても、地域的な偏在や量的差異はあるが、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行う観点から、法改正も含め、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>一定の地域内で処理する事務であり、既に3ha以下のものは区で処理しているので、3haを超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。</p> <p>地域的な偏在や量的差異はあるが、現在も区が調整・協議の場に係わっており、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。</p> <p>特別区が担うことにより、以下のような効果が期待できる。</p> <p>区が都市計画を包括的に担うことにより、地元周辺地域への影響を考慮しつつ、地域の実情や課題に応じて、総合的に計画決定を行うことができる。</p> <p>より地域に近い区が実施することで、住民の合意形成など地域の実情に応じた柔軟な対応が図れる。</p>
担当局		都市整備局		
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由	本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要である。	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
			総合評価	
			都 区 保	

事業名	大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区の面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う(都市計画法第15条)。 <p>(再開発等促進区を定める地区計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> まとまった規模を有する低・未利用地(工場、鉄道操車場、港湾施設の跡地等)の土地利用転換を図り、建築物と公共施設の整備を一体的かつ総合的に計画することにより、土地の有効利用、都市機能の増進、住宅・業務床の供給の促進、地域の活性化の拠点づくり等を誘導する手法である(平成15年に再開発地区計画と住宅地高度利用地区計画を統合)。 この地区計画に適合する建築物等で、容積率、建ぺい率、用途の制限及び建築物の高さの制限等に関して、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて認定又は許可したものについては、一般規制を超えることができる。 平成18年3月31日現在、特別区の存する区域内には46地区、約937haの再開発等促進区を定める地区計画があり、うち促進区的面積が3haを超えるものが42地区、約927haである。 <p>3ha超の地区計画の例</p> <p>江東区・有明南地区(107ha)、中央区・晴海地区(90ha)、港区・汐留地区(25ha)、江戸川区・臨海町二丁目地区(21ha)、墨田区・両国駅北口地区(15ha)</p> <p>(沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年施行の都市計画法等の改正により創設された制度であり、沿道整備道路沿いの相当程度の低・未利用地等において、必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に再開発することにより、道路交通騒音による障害の防止に寄与しつつ、土地の高度利用と都市機能の増進を図る制度である。 平成18年3月31日現在、都による指定は行われていない。 <p>(都の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な再開発等促進区を定める地区計画及び沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画に関する都市計画は、市町村が定めるべきものであるが、都市計画法第87条の4及び同法施行令第46条の規定により、都が定める。 <p>平成12年4月1日より面積3ha以下の再開発地区計画及び住宅地高度利用地区計画については、都市計画決定が特別区に移管された。改正理由は、次のように説明されている。(都市計画法令研究会編著「地方分権後の改正都市計画法のポイント」)</p> <p>特別区の自主性・自律性の強化の観点から、1ha以下の特定街区の決定権限を特別区に移譲するのに併せ、再開発地区計画・住宅地高度利用地区計画についても一定の小規模なものの決定権限を特別区に移譲することにする。この際、再開発地区計画等が都市へ与えるインパクトは、同規模の市街地再開発事業に匹敵すると考えられることから、市街地再開発事業と同様、面積が3ha以下の再開発地区計画、住宅地高度利用地区計画の決定権限を特別区に移譲することとした。</p>

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

4 感染症の予防・まん延防止に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 感染症の予防・まん延防止に関する事務											
(1) 感染症の予防・まん延防止に関する事務	感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水と制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務。	区								本来、基礎自治体の事務であり、水道事業の実施主体と一致しなければならない必然性は無い。自然災害時の給水活動と同様、都及び各区間の連携も含め、地域の実情に応じて対応する観点から、区が担う方向で検討すべきである。本事業のもととなる区長による水の使用制限等と関連させて、地域の事情に応じた迅速で円滑な対応が図れることが期待できる。なお、区に移管するには、法改正が必要である。	区
		都									
		区									
		都									

検討対象事務評価個票

〔区〕



大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		感染症の予防・まん延防止に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>本来、基礎自治体の事務であり、水道事業の実施主体と一致しなければならない必然性は無い。都及び各区間の連携が必要になる場合も考えられるが、各区が体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情は無く、非常時に地域の特性に即して迅速に対応する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>状況により、水の確保を広域的に行う必要が生じる可能性もあるが、自然災害時における給水と同様、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。</p> <p>自然災害時における給水と同様、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。</p> <p>特別区が担うことにより、本事業のもととなる区長による水の使用制限等と関連させて、非常時における給水活動について、地域の事情に応じた迅速で円滑な対応が図れることが期待できる。</p> <p>水道水の広域的汚染、新型感染症の流行、汚染状態の長期化など、広域的な対応が必要な場合の都と23区間の連携体制等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	チェック	理由 本事業は市の事務をあえて都の事務としているものであることから、事務処理特例による移管には馴染まず、法改正が必要であると考えられる。	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	チェック	理由	
		都	〔区〕	保

事業名	感染症の予防・まん延防止に関する事務
担当局	福祉保健局
事業内容	<p>(事業の概要)</p> <p>・感染症を予防し、まん延を防止するため、生活用水の使用・給水を制限又は禁止した場合における生活用水の供給の事務。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>・生活用水の使用・給水を制限又は禁止した場合における生活用水の供給(第31条第2項)</p> <p>事 (都における事務処理の状況)</p> <p>* 感染症まん延時の非常措置</p> <p>* 水道事業は、基本的に市町村事務(水道法6条2項)であるが、同法では、特別区の存する地域における「市町村」は「都」と読み替えることとされており(同法49条)、都が水道事業を営んでいるため、これと整合性を図るために設けられた規定。</p>

検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務

事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 建築主事の事務											
(1)延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務	延べ面積が1万㎡を超える建築物及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物又は工作物に係る建築主事の事務を行う。	区								○面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。1万㎡以下のものは区が処理しており、また、指定確認検査機関は、建築規模に関係なく扱っている。1万㎡を超えるもの等についても、地域の実情に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都									
2 特定行政庁の事務											
(1)延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務	都の建築主事の確認対象となる建築物等に係る特定行政庁の事務を行う。	区								○建築主事の事務を特別区が担う方向で検討することに連動して、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都									

検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務

事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
(2)中間検査に係る特定工程の指定	中間検査を要する工事の工程の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。本事業は、地域の建築物の動向や工事に関する状況を勘案して指定するものであり、地域の実情を把握している区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都									
(3)特殊建築物の敷地の位置の許可	卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う。	区								○建築物の種類で特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。該当する施設以外のは区が処理しており、該当施設についても、地域の実情や課題に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。	区
		都									
(4)用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。用途地域の指定の無い区域は限られているが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の土地利用方針との整合等地域の実情に応じて処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されることが期待できる。	区
		都									

検討対象事務評価シート

②

法令に基づく事務

1 延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務

事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
(5) 特例容積率の限度の指定等	住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。各区において容積率の制限や緩和を行っていることとの関連もあり、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されるとともに、容積率や土地利用方針等との整合性をもった市街地の整備が期待できる。	区
		都									
(6) 被災市街地における建築制限等	①被災市街地における建築制限及び②非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和の対象区域の指定を行う。	区								○特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。地域の実情に応じて処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。被害状況に応じ各区の地域特性を踏まえた迅速な対応が図れることが期待できる。	区
		都									

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 1 小区分 (1)

事業名		延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務		<p>< 考え方 ></p> <p>面積規模や施設の種類等で権限を区分けする必然性はない。1万㎡以下のものは区が処理しており、また、指定確認検査機関は、建築規模に関係なく扱っている。1万㎡を超えるもの等についても、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>指定確認検査機関が建物規模に関係なく扱っている。また区は、面積1万㎡以下の案件において実績やノウハウを有していることから、面積要件等によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えず、また、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 区 保

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務
担当局	都市整備局

事 業	(事務の概要)																																													
	<p>・延べ面積が1万㎡を超える建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)及び法律等により都知事の許可を必要とする建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)又は工作物に係る建築主事の事務を行う。</p>																																													
業	(主な事務内容)																																													
	<p>・建築物の建築等に関する確認(建築基準法第6条及び第87条) ・建築物に関する完了検査(同第7条、第7条の2及び第87条) ・建築物に関する中間検査(同第7条の3及び第7条の4) ・完了検査申請受理後の仮使用の承認(同第7条の6) ・報告・検査等(同第12条) ・計画通知(同第18条及び第87条) ・確認に関する消防長等の同意の要求等(同第93条)</p>																																													
内	(都の特例)																																													
	<p>・建築主事の事務のうち、上記の及びに係るものについては、特例により都の建築主事がつかさどる(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。</p> <p>・なお、区部において平成17年に着工した建築物31,925棟(床面積14,545,888㎡)のうち、床面積1万㎡以上のものは以下のとおりである。</p>																																													
容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>㎡</th> <th>1万～19,999</th> <th>2万～29,999</th> <th>3万～49,999</th> <th>5万㎡以上</th> <th>計(1万㎡以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の数(棟)</td> <td></td> <td></td> <td>86</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計(㎡)</td> <td></td> <td></td> <td>1,187,036</td> <td>552,628</td> <td>739,808</td> <td>2,952,029</td> <td>5,431,501</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(%)</td> <td></td> <td>8.2</td> <td>3.8</td> <td>5.1</td> <td>20.3</td> <td>37.3</td> </tr> </tbody> </table>								㎡	1万～19,999	2万～29,999	3万～49,999	5万㎡以上	計(1万㎡以上)	建築物の数(棟)			86	23	21	26	156		(%)		0.3	0.1	0.1	0.1	0.5	床面積の合計(㎡)			1,187,036	552,628	739,808	2,952,029	5,431,501		(%)		8.2	3.8	5.1	20.3	37.3
			㎡	1万～19,999	2万～29,999	3万～49,999	5万㎡以上	計(1万㎡以上)																																						
建築物の数(棟)			86	23	21	26	156																																							
	(%)		0.3	0.1	0.1	0.1	0.5																																							
床面積の合計(㎡)			1,187,036	552,628	739,808	2,952,029	5,431,501																																							
	(%)		8.2	3.8	5.1	20.3	37.3																																							
(平成17年の建築確認申請件数)																																														
<p>・都の都市整備局市街地建築部への確認申請は208件、計画通知は110件であった。 (指定確認検査機関について(参考))</p> <p>・平成10年の建築基準法改正により、建築確認、完了検査及び中間検査に代えて、指定確認検査機関の確認、完了検査及び中間検査を受けることができることとなった。平成17年において、都の都市整備局市街地建築部が所管する建築物のうち、指定確認検査機関が確認を行ったものは238件である。</p>																																														

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務

担当局 都市整備局

< 考え方 >
建築主事の事務を特別区が担う方向で検討することに連動した整理が必要である。

事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	

総合評価		
都	区	保

事業名	延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都の建築主事の確認対象となる建築物等()に係る特定行政庁の事務を行う。 () 延べ面積が1万㎡を超える建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)、法律等により都知事の許可を必要とする建築物(当該建築物に附置する工作物及び当該建築物に設ける建築設備を含む。)又は工作物
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認、許可及び認定(別紙) ・違反建築物に対する措置(建築基準法第9条) ・指定建築物等の定期報告の受理(同第12条) ・所有者、設計者、指定確認検査機関等から工事計画、施工状況の報告を求めること。(同) ・法の規定による処分の手帳整備、書類の閲覧に関すること(建築基準法第12条・第93条の2) ・指定確認検査機関への立入検査等(同第77条の31) ・建築基準法施行に関する規則を定めること。 <p>(都の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁の事務のうち、上記の 及び に係るものについては、都知事に留保されている(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 2 小区分 (2)

事業名		中間検査に係る特定工程の指定		<p>< 考え方 ></p> <p>特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。本事業は、地域の建築物の動向や工事に関する状況を勘案して指定するものであり、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情を把握している特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	{ 区 }	保

事業名	中間検査に係る特定工程の指定
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間検査を要する工事の工程の指定を行う(建築基準法第7条の3)。 <p>(中間検査の特定工程について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築主は、特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、建築主事の中間検査を申請しなければならない。特定工程は、政令で定めるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する。 <p>(都の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間検査に係る特定工程の指定については、特例により都の建築主事がつかさどる(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。 <p>(都による指定の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都では、平成11年東京都告示第690号、平成16年東京都告示第925号及び平成19年東京都告示第765号により特定工程の指定を行っている。 <p>業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象区域 23区、市(八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市及び日野市の区域を除く。)、瑞穂町、日の出町、奥多摩町及び檜原村の区域 <p>内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間検査を行う期間 平成19年6月20日から平成22年6月30日まで ・中間検査対象となる建築物 構造に関わらず、3階建て以上(地階を除く)すべてのもの。ただし、法第7条の3第1項第1号で定めるもの(階数が3以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程)を除く。 <p>容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間検査を行う工程(特定工程) 木造は屋根工事、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造は1階の鉄骨建て方工事、鉄筋コンクリート造は2階床、梁の配筋工事、その他の構造は2階の床工事、延べ面積10,000㎡を超えるものは基礎の配筋工事 ・適用の除外 法第68条の20(認証型式部材等)、法第85条(仮設建築物)

検討対象事務評価個票

〔区〕



大区分 1 中区分 2 小区分 (3)

事業名		特殊建築物の敷地の位置の許可		<p>< 考え方 ></p> <p>建築物の種類によって特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。該当する施設以外のものは区が処理しており、該当施設についても、一定の広域的性格を有するものの、各区において体制を整備れば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情や課題に応じて処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>事業自体は広域性を有するとしても、それぞれの地域における実情や課題に応じて判断する必要があり、施設の種類によって、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えない。</p> <p>広域的視点からの判断等も必要であるが、該当区で体制を整えれば、都のノウハウを継承することで、専門性の確保も可能であり、また事業効果や効率に支障は生じない。</p> <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことにより、区が策定する土地利用方針との整合性を図るなど、地域の実情にあった対応が可能となるほか、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化され、確認申請等の手続きが短縮され建築主等の負担が軽減することが期待できる。</p>
担当局		都市整備局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			

総合評価		
都	Ⓧ	保

事業名	特殊建築物の敷地の位置の許可
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行う(建築基準法第51条)。 ・卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他建築基準法施行令第130条の2の2で定める処理施設は、用途地域の制限に適合させるほか、原則として都市計画でその敷地の位置が決定しているものでなければ新築又は増築してはならない。 <p>ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれている市町村が定めるべき都市計画の場合はその審議会)の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合等には、新築又は増築することができる。</p>
	<p>(都の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第130条の2の2で定める処理施設のうち、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可に係る事務については、都知事に留保されている(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 2 小区分 (4)

事業名	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限	
担当局	都市整備局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >
 特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。用途地域の指定の無い区域は限られており、隣接区や都との調整が必要な場合も想定されるが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区の土地利用方針との整合等地域の実情に応じて処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。

事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。

特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されることが期待できる。

総合評価		
都	区	保

事業名	用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限																		
担当局	都市整備局																		
事業内容	(事務の概要)																		
	<p>・用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定を行う(建築基準法第52条、第53条及び第56条)。</p> <p>・用途地域の指定のある区域内においては、用途地域の区分に応じ建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さが建築基準法に定められているが、用途地域の指定のない区域内の容積率等については、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都市計画審議会の議を経て定める。</p> <p>・なお、東京都市計画(23区)においては、多摩川、荒川、江戸川等主要な河川・河川敷及び海面を除き、市街化区域となっており(区部面積の94.8%)、用途地域の指定がなされている。</p> <p>(都の特例)</p> <p>・用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び各部分の高さの指定に係る事務については、都知事に留保されている(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。</p> <p>・都では、「用途地域の指定のない区域の容積率等の指定」(平成15年東京都告示第1141号)に基づき、容積率等の指定を行っている。</p>																		
<table border="1" data-bbox="414 702 2098 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 702 1046 734"></th> <th data-bbox="1046 702 1261 734">容積率</th> <th data-bbox="1261 702 1476 734">建ぺい率</th> <th data-bbox="1476 702 1691 734">隣地高さ制限</th> <th data-bbox="1691 702 1888 734">道路高さ制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 734 1046 766">中央防波堤に係る公有水面</td> <td data-bbox="1046 734 1261 766">10分の30</td> <td data-bbox="1261 734 1476 766">10分の6</td> <td data-bbox="1476 734 1691 766">2.5</td> <td data-bbox="1691 734 1888 766">1.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 766 1046 810">上記以外の東京都市計画区域</td> <td data-bbox="1046 766 1261 810">10分の8</td> <td data-bbox="1261 766 1476 810">10分の4</td> <td data-bbox="1476 766 1691 810">1.25</td> <td data-bbox="1691 766 1888 810">1.5</td> </tr> </tbody> </table>		容積率	建ぺい率	隣地高さ制限	道路高さ制限	中央防波堤に係る公有水面	10分の30	10分の6	2.5	1.5	上記以外の東京都市計画区域	10分の8	10分の4	1.25	1.5				
	容積率	建ぺい率	隣地高さ制限	道路高さ制限															
中央防波堤に係る公有水面	10分の30	10分の6	2.5	1.5															
上記以外の東京都市計画区域	10分の8	10分の4	1.25	1.5															

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 1 中区分 2 小区分 (5)

事業名		特例容積率の限度の指定等		<p>< 考え方 ></p> <p>特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。容積率については、各区において地区計画の活用等を通じて、地域の実情に即した制限や緩和が行われており、特例的な容積率の指定や指定に際しての基準等の検討については、これらとの関係性を考慮する必要がある。また、一部指定に係る經由事務を事務処理特例により実施している。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、権限を一本化して処理する観点から、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>一定の地域内で処理する事務であり、隣接区との調整等を要する場合があるものの、都による広域的な処理や一体的処理が必要となるとは言えず、また、事業効果や効率、あるいは専門性、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>なお、現在特例容積率適用地区の都市計画決定権限が都とされていることについても見直しを検討する必要がある。</p> <p>特別区が担うことにより、特別区の区域内における建築物に係る権限と窓口が一本化されるとともに、地区計画の活用等を通じた容積率の制限、緩和や区が策定する土地利用方針等との整合性を図ることができ、地域の実情にあった市街地の整備が期待できる。</p>					
担当局		都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td colspan="3">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">⊙ 区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	⊙ 区	保
総合評価									
都	⊙ 区	保							

事業名	特例容積率の限度の指定等
担当局	都市整備局
<p>(事務の概要)</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の容積率の緩和(建築基準法第52条) 住宅の用途を含む建築物で、一定の条件に適合する場合には、政令で定める方法により算出した数値(指定容積率の1.5倍を上限とする。以下「緩和容積率」という。)にまで容積率の限度が緩和される。</p> <p>この容積率の緩和に関して特定行政庁が行う事務として、以下のものがある。</p> <p>・当該緩和が適用される区域を限定することができること。 ・一定の区域を指定し、当該区域に適用する容積率(指定容積率から緩和容積率までの範囲内)を定めることができること。</p> <p>(2) 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定(建築基準法第57条の2) 都市計画法第9条第15項に規定する特例容積率適用地区内における2以上の敷地の所有権者等の申請に基づき、それぞれの敷地に適用される特例容積率の限度を特定行政庁が指定する。</p> <p>業 (都の特例) ・住宅用途を含む建築物の容積率の緩和及び特例容積率適用地区内における建築物の特例容積率の限度の指定に係る事務については、都知事に留保されている(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。</p> <p>内 (1) 住宅用途を含む建築物の容積率の緩和 ・都では、「住宅系建築物の容積率を緩和する区域等の指定」(平成14年東京都告示第1441号)により、中央、新宿、墨田、品川及び荒川の各区の一部を指定し、当該区域に適用する容積率を定めている。</p> <p>(2) 特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定 ・都では、「大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率適用地区及び指定基準」(14都市建市第2号)により、大手町・丸の内・有楽町地区特例容積率適用地区(約116.7ha)における特例容積率の指定基準を定めている。</p> <p>容 ・指定に係る申請書の受理及び通知書の交付等の経由事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の規定により、各特別区が行っている。</p>	

検討対象事務評価個票

{ 区 }

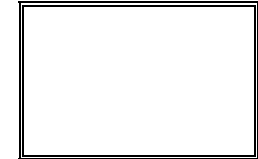


大区分 1 中区分 2 小区分 (6)

事業名		被災市街地における建築制限等		<p>< 考え方 ></p> <p>特定行政庁の権限を一般の建築主事設置市と異なる取扱いとする必然性はない。各区で定める災害時の復興マニュアル等に基づき、被害状況に応じた迅速な対応を図る必要がある。区域の指定等について、都や特別区間の調整が必要となることが想定されるが、判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、地域の実情に応じて、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>地域の状況等を把握している特別区が実施することで被害状況に応じて迅速に対応することができ、各区の地域特性を踏まえた復興が期待できる。</p>					
担当局		都市整備局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">⊙ 区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	⊙ 区	保
総合評価									
都	⊙ 区	保							

事業名	被災市街地における建築制限等
担当局	都市整備局
事業内容	<p>(事務の概要)</p> <p>(1) 被災市街地における建築制限(建築基準法第84条) ・市街地に大地震や大火災等の災害があったとき、それを機に都市計画や土地区画整理事業を実施しようという場合がある。そのようなときに、特定行政庁は、区域を指定して、その区域内の建築物の建築を一時制限したり禁止したりすることができる。</p> <p>(2) 非常災害時の仮設建築物に対する制限緩和を行う区域の指定(建築基準法第85条) ・特定行政庁が指定する区域内においては、非常災害があった場合に、建築物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築で災害発生の日から1月以内に工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。</p> <p>(都の特例) (1)(2)に係る事務については、都知事に留保されている(建築基準法第97条の3及び同法施行令第149条)。</p>

検討対象事務評価シート

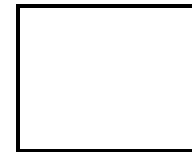


法令に基づく事務

2 食品衛生に関する事務(花き市場を除く)											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	対象事務に対する考え方	総 合 評 価
1 食品衛生に関する事務(花き市場を除く)											
(1)食品衛生に関する事務(花き市場を除く)	・市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査を実施する。	区								<p style="font-size: small;">法の本則で、保健所を設置する特別区の事務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都									
		区									
		都									

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 2 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生に関する事務(花き市場を除く)	
担当局	福祉保健局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >

法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。食品の広域流通性や該当施設の偏在への配慮等は必要であるが、市場の管理部門と食品の監視指導、検査は必ずしも同一である必要はなく、該当区で体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。

食品の広域流通性や施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、市場であることを理由に都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。

施設、専門職員(食品衛生監視員等)、機材の確保や他府県との連絡ルート確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果や効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。

政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けられないものと考えられる。

特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。

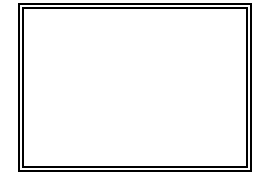
食品の広域流通性等を踏まえた、広域連携の方策、国の検疫所事務や他の自治体との連絡ルートの整備、東京都との連携等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。

総合評価		
都	区	保

事業名	食品衛生に関する事務（花き市場を除く）
担当局	福祉保健局

事業内容	<p>・食品衛生法に基づき、市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを実施する。</p> <p>(主な事務内容) 卸売市場(花き市場を除く)に係る以下の事務</p> <p>・報告の徴取、検査の実施、収去(第28条)、食品衛生監視員による監視指導(第30条第2項)、食品衛生管理者の届出受理(第48条第8項)、飲食店営業などの営業許可(第52条)、許可営業者の地位承継の届出受理(第53条)、廃棄命令、除去命令(第54条)、営業禁止、営業停止(第55条)、施設の整備改善命令、営業許可取消、営業禁止、営業停止(第56条)</p> <p>(都における事務処理の状況)</p> <p>・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令による、上記の事務を東京都が実施。</p> <p>・検査や監視指導については、市場衛生検査所(築地)、大田出張所、足立出張所で実施。</p>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">《 組 織 》</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">《 所 管 市 場 》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">東京都市場衛生検査所</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">管理課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 業務係 大田出張所 </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 足立出張所 </div> </div> </div></td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> 大田市場 葛西市場 世田谷市場 淀橋市場松原分場 足立市場 豊島市場 淀橋市場杉並分場 淀橋市場 板橋市場 北足立市場 東京伊興青果地方卸売市場 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">検査課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 築地市場 </div> </div> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	《 組 織 》	《 所 管 市 場 》	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">東京都市場衛生検査所</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">管理課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 業務係 大田出張所 </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 足立出張所 </div> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 大田市場 葛西市場 世田谷市場 淀橋市場松原分場 足立市場 豊島市場 淀橋市場杉並分場 淀橋市場 板橋市場 北足立市場 東京伊興青果地方卸売市場 	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">検査課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 築地市場 </div> </div>
《 組 織 》	《 所 管 市 場 》					
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">東京都市場衛生検査所</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="margin-right: 10px;">管理課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 庶務係 業務係 大田出張所 </div> </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 足立出張所 </div> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 大田市場 葛西市場 世田谷市場 淀橋市場松原分場 足立市場 豊島市場 淀橋市場杉並分場 淀橋市場 板橋市場 北足立市場 東京伊興青果地方卸売市場 					
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">検査課</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 築地市場 </div> </div>						

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務											
(1) 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	・狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。	区								法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都									
		区									
		都									

検討対象事務評価個票

〔区〕

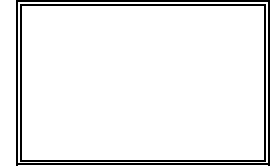


大区分 3 中区分 1 小区分 (1)

事業名		狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務		<p>< 考え方 ></p> <p>法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。現有施設の偏在への配慮等は必要であるが、23区間の連携策を講じることで、対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>現有施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。</p> <p>現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による円滑な対応が期待できる。</p> <p>23区間の広域連携の方策、獣医師や専門業者の確保策等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">⊕ 区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>				総合評価			都	⊕ 区	保
総合評価									
都	⊕ 区	保							

事業名	狂犬病予防員の設置、犬の捕獲などの事務
担当局	福祉保健局
事業内容	(事業の概要) <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。
	(主な事務内容) <ul style="list-style-type: none"> ・犬及び牛等以外の動物についての準用の必要性に関する報告(第2条第3項)、狂犬病予防員の任命(第3条第1項)、犬の抑留等(第6条)、隔離についての必要な指示(第9条第2項)、発生時の公示、けい留命令等(第10条)、犬の殺害の許可(第11条)、死体の引渡しが必要がない旨の許可(第12条)、発生時に必要と認められる場合の、一せいで検診、予防注射(第13条)、病性鑑定のための措置等(第14条)、犬又はその死体の移動の制限等(第15条)、交通のしゃ断又は制限(第16条)、犬の展覧会その他の集合施設の禁止(第17条)
	(都における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令による、上記の事務を東京都が実施。 ・動物愛護センター、多摩支所、城南島出張所において犬の捕獲・収容などを実施している。
	(特別区における事務処理の状況) <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録の申請受理(第4条第1項)、犬の鑑札の交付(第4条第2項)、犬の死亡、所在地などの変更の届出受理(第4条第4項)、注射済票の交付(第5条第2項)、狂犬病発生時の獣医師からの届出受理(第8条第1項)、狂犬病発生時の都道府県知事への届出(第8条第2項)

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

4 特定建築物に関する届出受理などの事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 特定建築物に関する届出受理などの事務											
(1)特定建築物に関する届出受理などの事務	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。	区								法の本則で、保健所を設置する特別区の手務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。事務処理特例により延床面積1万㎡以下の事務は区が処理しており、他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都									
		区									
		都									

検討対象事務評価個票

{ 区 }

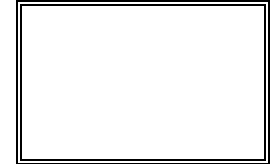


大区分 4 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定建築物に関する届出受理などの事務		<p>< 考え方 ></p> <p>法の本則で、保健所を設置する特別区のお務であるものを、当分の間の経過措置として都が処理しているものである。事務処理特例により延床面積1万㎡以下の事務は区が処理している。地域的な偏在への配慮は必要であるが、1万㎡を超えるものについても、各区において体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>一定の地域内で処理する事務であり、既に1万㎡以下の事務は区が処理しているので、1万㎡を超えたからといって、都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。</p> <p>専門性や測定機器の確保等が必要であるが、該当区で体制を整備し、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。</p> <p>政令改正により法の本則に戻すことが本来であるが、現行の1万以下の事務と同様、事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことで、特定建築物に関する届出受理や検査等の窓口が一本化されるとともに、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p> <p>専門技術に対応する人材の確保・育成策等について、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>					
担当局		福祉保健局							
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。									
チェック	理由								
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。									
チェック	理由								
(7) その他特段の事情があるかどうか。									
チェック	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

事業名	特定建築物に関する届出受理などの事務																									
担当局	福祉保健局																									
事業内容	(事業の概要)																									
	<p>・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。</p>																									
	(主な事務内容)																									
	<p>・特定建築物の届出受理(第5条)、建築物環境衛生管理技術者免状の返納処分の厚生労働大臣への申出(第7条第4項)、報告の徴取、立入検査(第11条第1項)、改善命令、使用停止、使用制限(第12条)、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対する説明要求、資料要求(第13条第2項)、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対する改善通知、勧告(第13条第3項)</p>																									
業	(都における事務処理の状況)																									
	<p>・地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令により、上記の事務を東京都が実施している(事務処理特例条例により、一部の事務は区が実施)。</p>																									
内	(特別区における事務処理の状況)																									
	<p>・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、以下の事務を特別区が実施。</p> <p>第2条表42のイ 延べ床面積10,000㎡以下の特定建築物の届出受理・報告の徴取、立入検査等・改善命令、使用停止等</p> <p>第2条表42のロ 延べ床面積10,000㎡を超える特定建築物の届出の受理(法5条1項から3項)</p>																									
容	(参考)																									
	<p>特定建築物の施設数(平成18年3月31日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3,000㎡～10,000㎡以下</th> <th>10,000㎡超</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別区</td> <td>4,146</td> <td>2,153</td> <td>6,299</td> </tr> <tr> <td>多摩地域</td> <td>533</td> <td>388</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>(うち八王子)</td> <td>(73)</td> <td>(62)</td> <td>(135)</td> </tr> <tr> <td>島しょ</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,686</td> <td>2,544</td> <td>7,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別区が検査等を行う範囲</p>				3,000㎡～10,000㎡以下	10,000㎡超	計	特別区	4,146	2,153	6,299	多摩地域	533	388	921	(うち八王子)	(73)	(62)	(135)	島しょ	7	3	10	計	4,686	2,544
	3,000㎡～10,000㎡以下	10,000㎡超	計																							
特別区	4,146	2,153	6,299																							
多摩地域	533	388	921																							
(うち八王子)	(73)	(62)	(135)																							
島しょ	7	3	10																							
計	4,686	2,544	7,230																							

検討対象事務評価シート



法令に基づく事務

5 と畜場の規制に関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総合 評価
1 と畜場の規制に関する事務											
(1)と畜場の規制に関する事務	・と畜場法に基づき、と畜場(食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設)の設置の許可、許可の取消しを行う。 ・衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。	区								保健所を設置する市であれば担う事務であるが、特別区に適用する規定がないため、都が処理している。他の保健所設置市の事務と一体的に処理できるよう、区が担う方向で検討すべきである。	区
		都									

検討対象事務評価個票

{ 区 }



大区分 5 中区分 1 小区分 (1)

事業名		と畜場の規制に関する事務		<p>< 考え方 ></p> <p>保健所を設置する市であれば担う事務であるが、特別区に適用する規定がないため、都が処理している。と場の対象範囲の広域性や該当施設の偏在への配慮等は必要であるが、と畜場の経営と規制の事務は必ずしも同一の主体である必要はなく、該当区で体制を整備すれば対応可能と考えられる。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、他の保健所設置市の事務と一体的に処理する観点から、区が担う方向で検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉類の広域流通性や施設の偏在等を踏まえた一定の広域的対応が必要となるが、都と各区間の連携による対応も含めて考えれば、と場であることを理由に都による広域的な処理や一体的処理が必要になるとは言えない。 ・施設、専門職員（と畜検査員等）、機材の確保や他府県との連絡ルートの確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引き継げば、事業効果や効率、あるいは専門性の確保、事業規模等の点で区が処理することが困難な事務とは言えない。 <p>事務処理特例により移管することで、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>特別区が担うことで、既存の保健所設置市の事務との連携等による総合的、効率的な対応が期待できる。</p> <p>食肉の広域流通性等を踏まえた、広域連携の方策、他の自治体との連絡ルートの整備、東京都との連携等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>		
担当局		福祉保健局				
事業	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
チェック		理由				
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。						
評	チェック	理由				
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
価	チェック	理由				
	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
				総合評価		
				都	⊙ 区	保

事業名	と畜場の規制に関する事務
担当局	福祉保健局
事業内容	<p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法に基づき、と畜場(食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設)の設置の許可、許可の取消しを行う。 ・衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。 <p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場の設置の許可(第4条)、と畜場の衛生管理責任者の届出の受理(第7条)、と畜場の衛生管理責任者の解任命令(第8条)、と畜場使用料及びとさつ解体料の認可(第12条)、と畜場以外の場所におけるとさつ又は解体の届出の受理等(第13条)、とさつ又は解体の検査(第14条)、とさつ又は解体の禁止等(第16条)、と畜場の設置者等に対する報告徴収等(第17条)、と畜場の設置の許可の取消し等(第18条)、検査・指導に従事すると畜検査員の任命(第19条)
	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23区内に唯一設置されている芝浦食肉衛生検査所は東京都立芝浦屠場(東京都中央卸売市場食肉市場)内にあり、検査対象のと畜場は芝浦屠場のみである。